

令和 8 年度

認可保育施設等利用のご案内 (継続利用希望者)

この案内は、令和 8 年度に認可保育施設等を利用希望される方に対して募集内容をまとめたものです。

《問い合わせ先》

- ・教育・保育内容等・・・各認定こども園（次ページ参照）
- ・制度及び給付認定申請、利用申込書記入方法等・・・子育て推進課

【吉備中央町子育て推進課】

〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1-2

TEL:0866-54-1328 FAX:0866-54-1306

1. 継続利用申し込みについて

令和8年4月1日以降も引き続きこども園を利用する場合は、下記の申込期間内にお申込み手続きをお願いします。

1) 申 込 期 間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月19日（金）

2) 書類提出先

入園を希望する認定こども園（以下のとおり）

【認定こども園一覧】

園 名	住 所	電話番号	定員
円城こども園	吉備中央町円城 788 番地 1	0867-34-0830	45名
豊野こども園	吉備中央町豊野 66 番地 1	0866-54-0006	60名
大和こども園	吉備中央町西 273 番地 1	0866-55-5803	45名
吉備高原こども園	吉備中央町竹部 7520 番地 25	0866-56-9240	130名
にこにこふたばこども園	吉備中央町下加茂 1892 番地	0867-34-1145	30名

3) 申込書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届（様式第6号）

②認定こども園利用申込書（様式第5号）

③「就労証明書」または「保育を必要とする理由に係る申立書」

※教育認定（1号認定）を希望する場合、申込書類③の提出は不要です。

※書類は児童ごとに作成してください。

4) 保育を必要とする事由について

保育利用を希望される場合は、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- 
- | | |
|------------|------------------------|
| ①就労 | ⑥就学 |
| ②妊娠・出産 | ⑦求職活動（認定は3ヶ月間） |
| ③保護者の疾病・障害 | ⑧虐待やDVのおそれがあること |
| ④介護・看護 | ⑨育児休業取得中に継続利用が必要であること |
| ⑤災害復旧 | ⑩その他吉備中央町が認める事由に該当すること |

保育の利用を必要とする要件		保育の必要量	利用できる保育時間
①⑥	1ヵ月に120時間以上労働等を常態としている。	保育標準時間	1日11時間まで (7:30~18:30)
②	保護者が出産の前後である。 (出産予定日8週間前から出産後8週間の期間を含む月単位の期間にある場合)		
③	病気・負傷・心身に障害がある。		
④	同居の親族等を介護・看護している。		
⑤	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。		
⑧	虐待やDVのおそれがある。		
①⑥	1ヵ月に48時間以上120時間未満労働等を常態としている。	保育短時間	1日8時間まで (8:00~16:00)
⑦	求職活動中（起業の準備を含む）		
⑨	育児休業取得中 (保育を利用している子どもについて、継続利用が必要であると認められる場合)		

5) 教育認定（1号認定）について

利用要件：吉備中央町内に住所を有し、集団保育が可能であること
(保護者の就労の有無等は問いません。)

利用年齢：満3歳以上

利用時間：年少 9時00分から14時00分（4月中は9時00分から12時30分）
年中・年長 9時00分から14時00分

6) 利用者負担額徴収基準額表（保育認定(2号給付・3号給付)）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)	
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	円 0
第2階層	第1階層を除き、	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	当該年度分(4月から8月までの間	48,600円未満	13,650	0
第4階層	における利用者	97,000円未満	22,500	0
第5階層	負担額について	169,000円未満	32,480	0
第6階層	は、前年度分)の	301,000円未満	42,700	0
第7階層	市町村民税所得	397,000円未満	56,000	0
第8階層	割課税額の区分	397,000円以上	72,800	0
	が次の区分に該			
	当する世帯			

①3歳以上児・3歳未満非課税世帯は0円となります。

②第3階層から第8階層までのいずれかの階層区分に属する世帯において、現に扶養している子どもが複数人ある場合において、教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、次により算定した額となります。

- ・第1子が支給認定子どもの場合の利用者負担額・・・徴収基準額の全額
- ・第2子が支給認定子どもの場合の利用者負担額・・・徴収基準額の2分の1の額
- ・第3子以降が支給認定子どもの場合の利用者負担額・・・0円

③第3階層又は第4階層に属し、母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯については、現に扶養している子どもが複数人ある場合において、年齢の高い順から数えて1人目の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、3歳未満児の場合においては6,300円。また、年齢の高い順から数えて1人目が教育・保育給付認定子どもであるか否かにかかわらず、2人目以降の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は0円となります。

④利用者負担額徴収基準額表（教育認定(1号給付)）

利用者負担額は0円

ただし、預かり保育を利用した場合には、預かり保育料が必要です。

⑤給食費

3歳以上児の給食費（主食費・副食費）は0円です。

⑥その他教材費

3歳以上児のその他教材費として、400円程度必要に応じて徴収します。

7) 利用者負担額（保育料）納付方法

原則口座振替ですので令和8年3月13日（金）までに各金融機関で手続きを行ってください。

ただし、手続きが完了するまでは、納付書による現金納付となります。

※すでに手続きが完了している方、3歳以上児・3歳未満児非課税世帯・公立認定こども園（教育認定1号）・にこにこふたばこども園の方は、手続きは不要です。

8) 民間路線バスへの園児の乗車について

令和7年度から民間路線バスへの園児の乗車について、混乗可能な路線があります。（加賀東小学校路線）

ただし、小学校の登下校時間に合わせた運行となるため制約があります。

詳細については、子育て推進課までお問い合わせください。